# 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則 （昭和四十八年運輸省令第四十九号）

## 第一章　総則

#### 第一条（趣旨）

船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による事業場の認定及び同条の規定による整備規程の認可に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（用語）

この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第二章　製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定

#### 第三条（認定）

法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。

###### 一

小型船舶

###### 二

鋼製船体

###### 三

木製船体

###### 四

強化プラスチック製船体

###### 五

アルミニウム合金製船体

###### 六

船尾骨材

###### 七

かじ

###### 八

だ頭材及びだ心材

###### 九

倉口覆布の布地

###### 十

水密すべり戸

###### 十一

不燃性材料

###### 十二

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料

###### 十三

火災の危険の少ない家具及び備品

###### 十四

防火戸の動力開閉装置

###### 十五

冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面仕上材

###### 十六

居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料

###### 十七

鋼材

###### 十八

鋼材以外の金属材料

###### 十九

プラスチック樹脂

###### 二十

ガラス繊維

###### 二十一

ゴム布

###### 二十二

蒸気タービン

###### 二十三

内燃機関

###### 二十四

船内外機

###### 二十五

船外機

###### 二十六

ガスタービン

###### 二十七

ボイラ

###### 二十八

排気タービン過給機

###### 二十九

ポンプ（油圧ポンプを除く。）

###### 三十

油圧ポンプ及び油圧モータ

###### 三十一

圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）

###### 三十二

熱交換器

###### 三十三

内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ及びピストン

###### 三十四

空気圧縮機（手動式のものを除く。）

###### 三十五

縦軸推進装置

###### 三十六

船尾軸封装置

###### 三十七

ウォータージェット推進装置

###### 三十八

プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管

###### 三十九

軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及び変速装置

###### 四十

弁及びコック

###### 四十一

燃料油タンク

###### 四十二

ゴムホース

###### 四十三

弾性体のゴムエレメント

###### 四十四

遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤

###### 四十五

操だ装置

###### 四十六

膨脹式救命いかだ

###### 四十七

救命艇及び救助艇の内燃機関

###### 四十八

救助艇の船外機

###### 四十九

火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救命索発射器

###### 五十

消火器

###### 五十一

船灯

###### 五十二

揚貨装置

###### 五十三

発電機

###### 五十四

電動機

###### 五十五

変圧器

###### 五十六

配電盤

###### 五十七

制御器

###### 五十八

定周波装置

##### ２

認定は、改造又は修理の工事の別、船舶又は物件の範囲その他の事項について必要な限定をして行うことができる。

#### 第四条（認定の申請）

認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。

###### 一

次条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類

###### 二

法第六条ノ二（型式承認に係る船舶又は物件にあつては、法第六条ノ四第二項）の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類

###### 三

認定に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理の実績を記載した書類

###### 四

当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類

##### ２

国土交通大臣は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

#### 第五条（認定の基準）

認定の基準は、次のとおりとする。

###### 一

次に掲げる施設及び設備を有すること。

###### 二

次に掲げる人員を有すること。

###### 三

次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。

###### 四

認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。

###### 五

第一号イ及びロに掲げる設備の較こう  
正に関する制度を有すること。

###### 六

次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

###### 七

当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の実績が十分であること。

###### 八

事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行つていること。

##### ２

第十一条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。

#### 第六条（認定書の交付）

国土交通大臣は、製造工事に係る認定をしたときは製造事業場認定書（第二号様式）を、改造修理工事に係る認定をしたときは改造修理事業場認定書（第三号様式）を交付する。

#### 第七条（認定の有効期間）

認定の有効期間は、五年以内とする。

#### 第八条（確認の方法等）

確認は、第四条第一項第二号の書類に記載された方法に従つて、検査主任者に行わせなければならない。

##### ２

検査主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容を記載して記名押印するとともに、当該船舶又は物件に、法第六条ノ二の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第五号様式）を、法第六条ノ四第二項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。

##### ３

法第九条第五項の国土交通省令で定める標示は、第六号様式とする。

##### ４

第二項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

#### 第九条

削除

#### 第十条

削除

#### 第十一条（認定の失効及び取消し）

認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定は、その効力を失う。

###### 一

死亡し、又は解散したとき。

###### 二

認定に係る事業を廃止したとき。

###### 三

認定を辞退したとき。

##### ２

国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

###### 一

第五条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

###### 二

第八条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

###### 三

認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、第八条第二項に規定する認印又は同条第三項に規定する標示を付したとき。

###### 四

国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

#### 第十二条（告示）

国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。

###### 一

認定をしたとき。

###### 二

第二十八条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。

###### 三

前条第一項の規定により認定がその効力を失つたとき。

###### 四

前条第二項の規定により認定を取り消し、又はその効力を停止したとき。

## 第三章　整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定

#### 第十三条（整備規程の認可）

法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

###### 一

小型船舶

###### 二

小型船舶の船体

###### 三

内燃機関

###### 四

船内外機

###### 五

船外機

###### 六

ガスタービン

###### 七

排気タービン過給機

###### 八

膨脹式救命いかだ

###### 九

膨脹式救命浮器

###### 十

膨脹型救助艇

###### 十一

複合型救助艇

###### 十二

膨脹式救命胴衣

###### 十三

イマーション・スーツ（膨脹式のものに限る。）

###### 十四

非常用位置指示無線標識装置

###### 十五

浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

###### 十六

非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

###### 十七

小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

###### 十八

レーダー・トランスポンダー

###### 十九

捜索救助用位置指示送信装置

###### 二十

小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置

###### 二十一

遭難信号自動発信器

###### 二十二

持運び式双方向無線電話装置

###### 二十三

固定式双方向無線電話装置

###### 二十四

降下式乗込装置

##### ２

整備規程には、船舶又は物件の要目、寸法及び性能を記載し、かつ、その主要部の構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を図示したうえ、次に掲げる事項を定めなければならない。

###### 一

分解及び組立の方法並びに使用治工具

###### 二

部品又は部材ごとの点検及び整備の方法

###### 三

部品又は部材ごとの使用時間、損傷の程度等による使用限度の判定基準

###### 四

組立後の調整の方法

###### 五

臨時検査を受けなければならないこととなる修理の範囲

##### ３

整備規程の認可を受けようとする者は、申請書に整備規程三部及び次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。

###### 一

整備規程に係る船舶又は物件の耐久試験及び使用実績に関する資料その他整備規程の内容が妥当なものであることを説明する書類

###### 二

整備規程に係る船舶又は物件の製造の実績を記載した書類

#### 第十四条（整備規程の変更の認可）

整備規程の認可を受けた者は、整備規程を変更しようとするときは、申請書に整備規程の変更部分の抜すい三部及び変更に係る前条第三項各号に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

#### 第十五条（変更命令）

国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る船舶又は物件に関する法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

#### 第十六条

削除

#### 第十七条（整備規程の認可の失効及び取消し）

整備規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は整備規程の認可に係る事業を廃止したときは、整備規程の認可は、その効力を失う。

##### ２

国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。

###### 一

第十四条の規定による変更の認可を受けないで、第二十七条第一項の規定により法第六条ノ三の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改訂したとき。

###### 二

第十五条の規定による命令に従わなかつたとき。

###### 三

第二十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

###### 四

認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

#### 第十八条（告示）

国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。

###### 一

整備規程の認可をしたとき。

###### 二

第十四条の規定による整備規程の変更の認可をしたとき。

###### 三

前条第一項の規定により整備規程の認可がその効力を失つたとき。

###### 四

前条第二項の規定により整備規程の認可を取り消したとき。

#### 第十九条（認定）

認定は、認可を受けた整備規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その整備の能力について行う。

##### ２

認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。

#### 第二十条（認定の申請）

認定を受けようとする者は、事業場認定申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

###### 一

認定に係る整備規程を当該整備規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類

###### 二

次条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類

###### 三

法第六条ノ三の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類

###### 四

認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績を記載した書類

###### 五

当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類

##### ２

地方運輸局長は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

#### 第二十一条（認定の基準）

認定の基準は、次のとおりとする。

###### 一

認定に係る整備規程の認可を受けた者から当該整備規程の供与を受けていること。

###### 二

次に掲げる施設及び設備を有すること。

###### 三

次に掲げる人員を有すること。

###### 四

整備主任者が整備及びその確認のため行う検査に関し責任を有する制度を有すること。

###### 五

認定に係る船舶又は物件の整備に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。

###### 六

第二号イ及びロに掲げる設備の較こう  
正に関する制度を有すること。

###### 七

次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

###### 八

当該事業場における認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績が十分であること。

###### 九

事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行つていること。

##### ２

第二十八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。

#### 第二十二条（認定書の交付）

地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書（第七号様式）を交付する。

#### 第二十三条（認定の有効期間）

認定の有効期間は、五年以内とする。

#### 第二十四条（確認の方法等）

確認は、第二十条第一項第三号の書類に記載された方法に従つて整備主任者に行わせなければならない。

##### ２

整備主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容を記載して記名押印するとともに、当該船舶又は物件に確認したことを証する認印（第八号様式）を附し、整備済証明書（第九号様式）を整備を依頼した者に交付しなければならない。

##### ３

前項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

#### 第二十五条

削除

#### 第二十六条

削除

#### 第二十七条（整備規程の供与等）

整備規程の認可を受けた者は、当該整備規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた整備規程である旨を記載し、かつ、記名押印した整備規程を供与しなければならない。

##### ２

整備規程の認可を受けた者は、第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。

##### ３

第一項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程を認定に係る事業場に備えておくとともに、供与を受けた後一年ごとに、当該整備規程が、認可を受けた整備規程（第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程）と相違ないことについて当該整備規程の認可を受けた者の検認を受けなければならない。

#### 第二十八条（認定の失効及び取消し）

認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失う。

###### 一

死亡し、又は解散したとき。

###### 二

認定に係る事業を廃止したとき。

###### 三

認定を辞退したとき。

###### 四

認定に係る整備規程の認可が効力を失い、又は取り消されたとき。

##### ２

地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

###### 一

第二十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

###### 二

第二十四条、前条第三項、第二十八条の二（同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

###### 三

認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に第二十四条第二項に規定する認印を附し、又は認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件について同項の整備済証明書を交付したとき。

###### 四

国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

## 第四章　雑則

#### 第二十八条の二（承認）

次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

##### ２

前項の表第一号又は第三号の規定に係る承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第十号様式）を提出しなければならない。

##### ３

前項の変更承認申請書には、第一項の表第一号の規定に係る承認にあつては第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを、同表第三号の規定に係る承認にあつては第二十条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

##### ４

第四条第二項の規定は、第一項の表第一号及び第二号の規定に係る承認について準用する。

#### 第二十八条の三（届出）

次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

#### 第二十九条（職権の委任）

法第六条ノ三の認定に係る国土交通大臣の職権は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。）が行う。

#### 第三十条（経由機関）

第四条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して行うものとする。

##### ２

第十三条第三項、第十四条及び第二十八条の三（同条の表第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局長（その住所が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

#### 第三十一条（手数料）

次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

##### ２

外国において法第六条ノ二及び法第六条ノ三の規定による認定を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

##### ３

前二項の手数料は、収入印紙を手数料納付書（第十一号様式）に貼り付けて納付するものとする。

# 附　則

この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

# 附　則（昭和四九年七月二五日運輸省令第三二号）

この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和四九年八月二七日運輸省令第三六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五三年一一月二二日運輸省令第六一号）

この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五六年三月一九日運輸省令第六号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（昭和五六年四月二五日運輸省令第一八号）

この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和五八年八月二四日運輸省令第四二号）

この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（昭和五八年一二月二三日運輸省令第五一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、第一条の規定による改正後の同令第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定であつて、物件の範囲をプロペラ軸系の逆転機又は減速装置に限定されたものとみなす。

# 附　則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

#### 第三条

この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

# 附　則（昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（昭和六二年九月二九日運輸省令第五五号）

この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成元年三月三一日運輸省令第一二号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

##### ３

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成三年一〇月一一日運輸省令第三三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年五月一九日運輸省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成六年五月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成九年三月二一日運輸省令第一五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成九年一二月一五日運輸省令第八三号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一〇年七月一日運輸省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附　則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附　則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年一二月二一日国土交通省令第一〇六号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年一二月二二日国土交通省令第六九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成二六年六月二日国土交通省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二九年八月一日国土交通省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。

# 附　則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。